

福島県環境創造センター交流棟 10 周年記念イベント企画運営業務に関する回答書

令和 8 年 2 月 1 9 日

福島県環境創造センター

業 務 名	福島県環境創造センター交流棟 10 周年記念イベント企画運営業務
質 問 事 項	
企画提案仕様書について 1. 屋外イベント使用可能エリアの大きさを教えてください 2. SNS 等のアカウントは既存のものを使用できるか 3. 駐車場を利用した際、テントを立てることは可能か 4. 駐車場や交流棟施設内使用可能エリアでの火気・水気の使用は可能か また、電源や水道を供給できる箇所はあるか 5. 交流棟施設内での飲食は可能か 6. 開催日前後で設営及び撤去の日程を確保することは可能か 可能な場合、利用可能時間は何時から何時までか 7. 交流棟施設内での飲食は可能か 8. 開催日前後で設営及び撤去の日程を確保することは可能か 時間に指定があればご教授ください 9. 飲食コーナーでの売り上げは出展者の収入という考えで良いか その他 10. キャラクター「コミュタン」について、データを供給いただき、広報ビジュアル等に使用することは可能でしょうか。	
回 答 事 項	
1. 屋外イベント使用可能エリアの大きさについて 屋外イベント使用可能エリア及びその広さについては、別図 1、2 のとおりです。 2. SNS 等のアカウント使用について コミュタン福島が所有する既存の SNS 等のアカウントを御利用いただくことはできません。 一方で、SNS 等に特設サイト等のリンクを掲載することは可能です。来場者の確保に向け、より効果的な広報を御検討ください。 3. 駐車場でのテント設置について テントは、別図 1、2 の屋外イベント使用可能エリア内で設置可能です。 なお、安全確保のため、強風対策等（ウェイト設置等）を十分に講じてください。	

4. 駐車場及び交流棟施設内での火気・水気の使用並びに電源・水道について

(1) 火気の使用について

駐車場：屋外イベント使用可能エリア（別図1、2）で使用可能です。

交流棟施設内：ホール、1階会議室及び2階多目的実験室において、使用可能です。

いずれも、火気を使用する際は、事前に消防署への必要な手続きを行ってください。

(2) 水気の使用について

屋外イベント使用可能エリア及び交流棟施設内使用可能エリアにおいて、いずれも使用可能です。

ただし、交流棟施設内使用可能エリアで水を使用する場合は、ブルーシートを敷設するなど、床面等を保護できるよう必要な対策を講じてください。詳細につきましては、受託者決定後の打合せにおいて、別途調整させていただきます。

(3) 電源・水道について

電源及び水道の供給が可能な個所はあります。

詳細につきましては、受託者決定後の打合せにおいて、別途調整させていただきます。

5. 交流棟施設内での飲食について

交流棟1階売店付近及び2階テラスで飲食が可能です。

また、体験プログラムの会場の使用状況に応じて、空き室を飲食会場として使用することも可能です。

6. 設営及び撤去の日程・時間について

開催日前日の設営は、午前9時から午後8時まで可能です。

撤去については、最終日の午後8時までに完了してください。

7. 交流棟内での飲食について

上記5のとおりです。

8. 設営及び撤去の日程・時間について

上記6のとおりです。

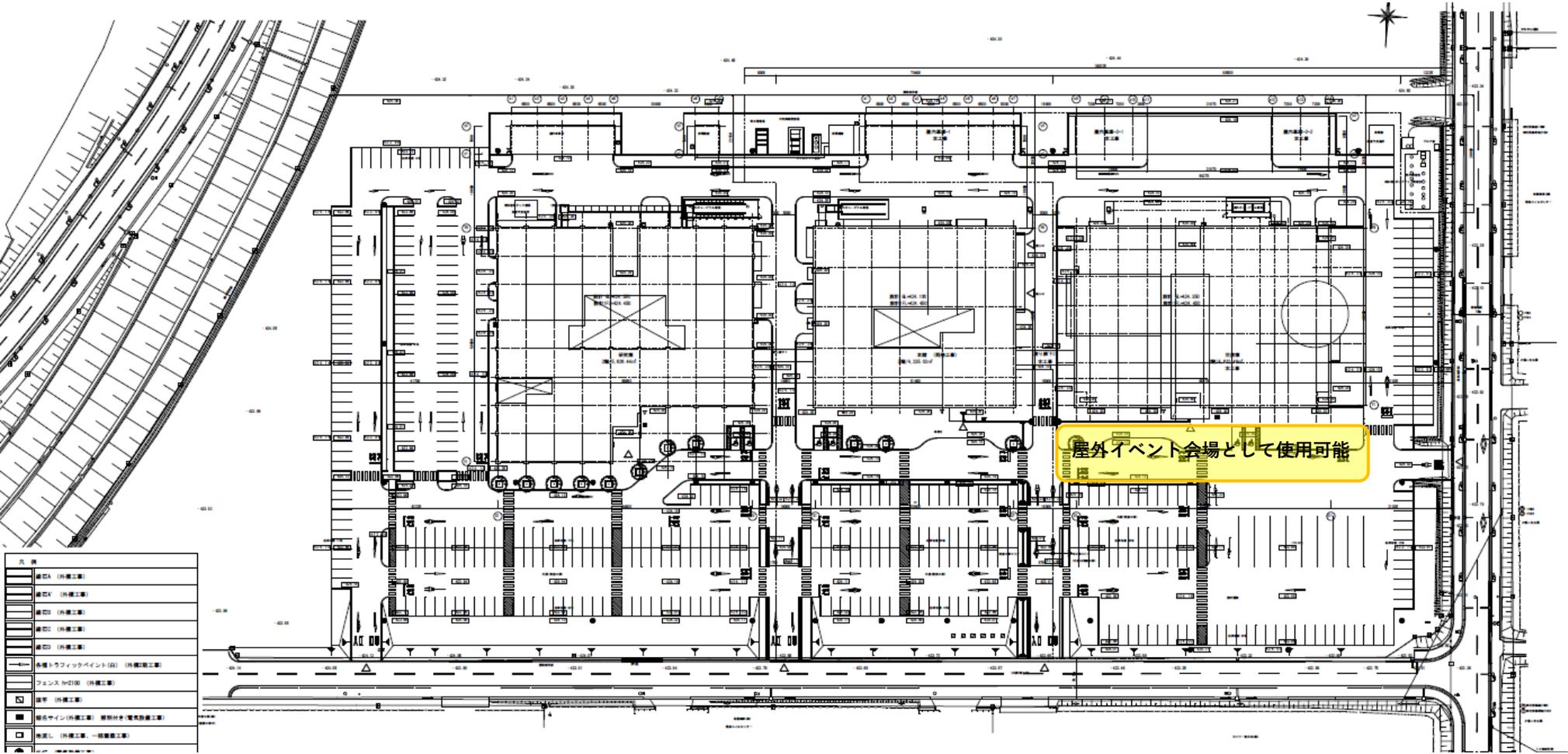
9. 飲食コーナーの売上について

飲食コーナーでの売上は、出展者の収入として差し支えありません。

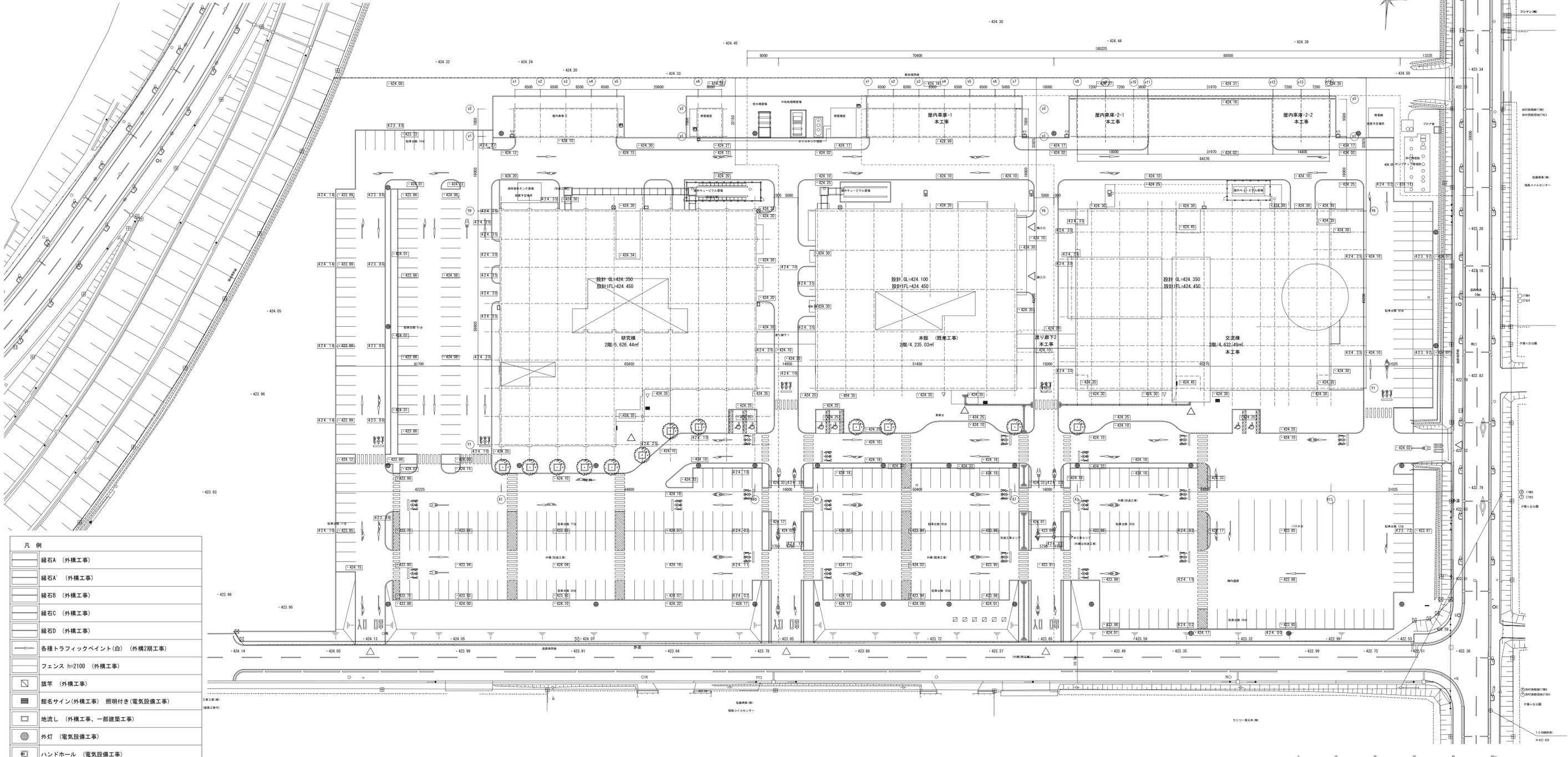
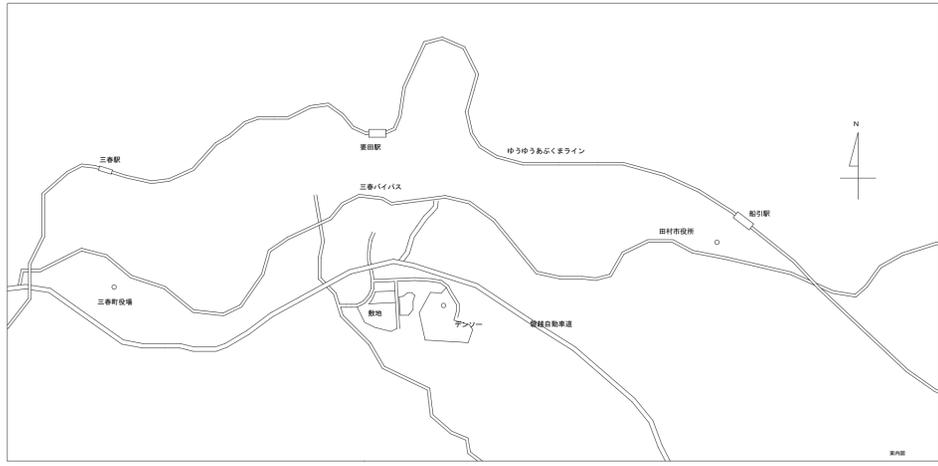
10. キャラクター使用について

本イベントに関する広報素材としてキャラクター「コミュタン」を使用することは可能です。

別図 1



別図2



凡例

	線石A (外構工事)
	線石A' (外構工事)
	線石B (外構工事)
	線石C (外構工事)
	線石D (外構工事)
	各種トラフィックベント (外構2期工事)
	フェンス h=2100 (外構工事)
	扉 (外構工事)
	館名サイン (外構工事) 照明付き (電気設備工事)
	地流し (外構工事、一部建築工事)
	外灯 (電気設備工事)
	ハンドホール (電気設備工事)
	散水栓 (機械設備工事)